

地方公務員法第58条の3による等級別基準職務表に基づく等級等ごとの職員数は、次のとおりです。

等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和4年4月1日現在）

行政職給料表（一）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	1 主事又は技師の職務	17	10.2%	主事補	3	103	62.1%	係員級
	2 保健師又は栄養士の職務			技師補	0			
	3 主事補又は技師補の職務			主事	8			
	4 言語聴覚士の職務			技師	1			
			保健師	3				
			栄養士	1				
			言語聴覚士	0				
			社会福祉士	1				
2級	1 困難な業務を行う主事又は技師の職務	19	11.4%	主事	16			
	2 困難な業務を行う保健師又は栄養士の職務			技師	0			
	3 困難な業務を行う言語聴覚士の職務			保健師	3			
			栄養士	0				
			言語聴覚士	0				
			社会福祉士	0				
3級	1 主査の職務	47	28.4%	主査	47			
4級	1 係長の職務	50	30.2%	主任	20			
	2 主任の職務			係長	30	30	18.1%	係長級
5級	1 課長補佐の職務	16	9.6%	課長補佐	16	16	9.6%	課長補佐級
6級	1 課長又は事務局長の職務	13	7.8%	課長 局長	13	13	7.8%	課長級
7級	1 部長又は教育次長の職務	4	2.4%	部長 次長	4	4	2.4%	部長・次長級

行政職給料表（二）

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技能職員の職務 労務職員の職務	0	0.0%	運転手	0	5	100.0%	係員級
				用務員	0			
				給食調理員	0			
2級	経験を必要とする技能職員の職務 経験を必要とする労務職員の職務	0	0.0%	運転手	0			
				用務員	0			
				給食調理員	0			
3級	高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を有し、かつ、困難な業務を行う労務職員の職務	0	0.0%	運転手	0			
				用務員	0			
				給食調理員	0			
4級	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員の職務 相当の経験を有し、かつ、特に困難な業務を行う労務職員の職務	5	100.0%	技能労務職主任	1			
				運転手	3			
				用務員	1			
				給食調理員	0			